

軽微な変更説明書

記入例

先に確認済証の交付を受けた下記計画について、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更がありましたので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

1. 確認番号 建築主等	確認番号：第 2025 SBC-確（計変確）●●●● H・Y・M 号 建築主等：■■■■ 様		
2. 提出者 (該当欄チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 設計者 / <input type="checkbox"/> 工事監理者 / <input type="checkbox"/> 代理者 / <input type="checkbox"/> その他（※下欄に記入要） 事務所名： 氏名： 建築士登録（ 級）建築士（ 登録）第（ ）号		
3. 関係許認可 (該当欄チェック)	◆建築基準法（条例）、都計法、盛土規制法、都市緑地法など関係許認可 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 変更に必要な手続き（変更許可、届出、協議等）終了しています。 ⇒ <input type="checkbox"/> 検査済であり、当該許認可の変更手続きはありません。		
4. 変更内容 及び 規則第3条の2 該当号	番号	変更内容	・規則の該当号 ※省エネ ルートABC
			SBC 記入欄
		1、 最高高さの変更（7.80m→7.60m） 建築物の高さの減少	第11号
		2、 キッチン熱源の変更（ガス→IH） （*内装は準不燃PB+クロスで変更なし）	第15号
		3、 1階洋室A西側サッシを非防火より防火設備に変更 （省エネ）	第14号 第16号
		4、 2階天井高さの変更（2.5m→2.4m） 外皮面積の減少により ルートA	A
		5、 1階便所開口部の変更（0705→0706） （外皮面積の合計の1/200を超えない増加） 住宅等の場合は可能です。	B
5. 添付図書	配置図・1階平面図・立面図・矩計図 （省エネ軽微ルートCの場合は「軽微変更該当証明書」（図書含む）写し提出必要）		

IH からガスへの変更は換気量計算、内装制限が付加される為、計画変更になります。(特例以外)

省エネの手続きも可能です。

変更箇所を明示した変更後の図面を添付して下さい。

検査の無い許可の場合は特にご注意下さい。

ルートCに該当した場合は「軽微変更該当証明申請書」一式の提出をし、証明書の交付が必要となります。

(注意)

- ① 軽微な変更該当しないと判断された場合「計画変更確認」または「追加説明書」が必要です。
- ② 枠内に必要事項を記入し、関係図書を添付して下さい。検査申請書三面にも記載を要します。
- ③ 4、には、変更の概要を項目ごとに箇条書きとし、右欄に規則第3条の2該当号を記入して下さい。
- ④ 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さ等の変更は数値を明記し、「建築計画概要書」添付して下さい。
- ⑤ 添付図書は、変更後のみとし、変更箇所が明確に判るよう記載（マーキング、着色等）して下さい。
- ⑥ 建築物省エネ法の軽微な変更を兼ねる場合は※欄にルートA・B・Cを明示して下さい。(規則第十六号該当)
 - A. 省エネ性能を向上させる変更又は性能に影響しないことが明らかな変更
 - B. 一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更
 - C. 省エネ計算により基準に適合することが明らかな変更 ⇒別途「軽微変更該当証明書（追加説明書）」必要